

# 移住・交流連携促進事業PR動画等制作業務委託 公募仕様書

## 1 業務名

移住・交流連携促進事業PR動画等制作業務

## 2 業務目的

始良・伊佐地域（霧島市・始良市・伊佐市・湧水町を指す。）に移住者を呼び込み、定住を促進するためには、視覚的に地域を体感できる動画により同地域の魅力を周知するとともに、管内市町の職員や地域おこし協力隊等が、多様な視点によるコンテンツを制作し、幅広い層に対し、多様な媒体で継続的に情報を発信していくことが必要である。

本業務は、始良・伊佐地域における移住・定住促進及び交流人口の増加を図るため、動画コンテンツを制作・発信するとともに、管内市町の職員、地域おこし協力隊等に対し、動画制作に関するワークショップを実施し、多様な視点によるコンテンツ制作及び継続的な情報発信につなげることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

## 4 業務内容

本業務では、以下の動画制作及び関連業務を実施するものとする。

また、詳細は、事前に委託者と受託者で協議の上、決定する。

### (1) 動画作成について

#### ア ドラマ風PR動画の内容

- (ア) 各市町の魅力及び特徴を伝える移住促進動画について、市町ごとに1本（計4本）制作すること。また、当該4本の動画を再構成・編集し、全体を通じて始良・伊佐地域の魅力を総合的に発信する統合版動画を1本制作すること。
- (イ) 都会から地方への移住を検討する主人公を軸とし、管内市町ごとに移住した場合の多様な暮らしや人生の在り方を描くドラマ形式の動画とすること。  
例：地域おこし協力隊としての活動、農業等による起業、理想的な子育て環境の実現、趣味や余暇活動を楽しむ暮らし 等
- (ウ) 実在の移住者（地域おこし協力隊等）をモデルとしたストーリー構成とするなど、移住希望者の共感を得られる内容とすること。
- (エ) 移住後の暮らしや仕事、地域との関わりなどについて、具体的にイメージできる構成とすること。
- (オ) 各市町の魅力や特徴を効果的に伝える内容とすること。
- (カ) 出演者は可能な限り管内各市町の関係者から選定すること。
- (キ) 可能な限り、管内市町の魅力や特徴を発信するため、SNS向けのショート動画を作成すること。

## イ 動画の仕様

- (7) 動画の撮影場所については、霧島市・伊佐市・始良市・湧水町を基本とし、必要に応じて委託者と協議の上、決定すること。
- (イ) ドラマ風PR動画については、YouTube等での視聴を前提とし、縦：横＝9：16（横型）、ショート動画を作成する場合については、SNSでの視聴を前提とし、縦：横＝16：9（縦型）で制作すること。
- (ウ) 脚本は、委託者と協議の上、作成すること。また、ドラマ風PR動画は5分以内、ショート動画を作成する場合は3分以内とすること。
- (エ) 撮影・編集・ナレーション・音楽などを効果的に挿入すること。なお、BGM等の音源、映像及び画像素材は、著作権の問題がないものを使用すること。著作権の問題がないことを条件として、受託者が既に保有しているデータを使用することも可とする。
- (オ) 委託者における内容確認及び修正指示の機会を複数回設けること。

## (2) 動画制作に関するワークショップ等の実施

### ア 内容

- (7) 管内各市町の担当職員、地域おこし協力隊、移住者等を対象とした、観光・特産品PR、インタビュー動画制作に関するワークショップを実施すること。
  - ・ スマートフォンによる撮影方法の指導
  - ・ 動画編集（Canva等のツールを想定）の指導
  - ・ 実践的なショート動画制作演習

### (イ) 回数

実施回数は、予算の範囲内において、少なくとも1回以上とすること。

## イ 経費の取りまとめ

ワークショップ開催後、管内市町がショート動画の作成に伴い必要となる経費（管内市町がショート動画撮影等のために支出する特産品等の購入費、施設入場料、体験料等）については、委託業務の遂行に必要な経費として委託料に含めるものとし、受託者が負担するものとする（各市町及び当振興局について、1団体当たりおおむね15,000円程度とする。）。

なお、当該経費の支出に当たっては、受託者において適切に管理するとともに、必要に応じて委託者の承認を得るものとする。

また、管内市町から提出される提出書類の整理・確認を行い、不備等がある場合は必要に応じて補正等の指示を行うこと。

## 5 打合せ・協議について

委託者と受託者は業務打合せを実施し、必要に応じて提案された提案内容の修正・変更を行った上で委託契約を行う。契約締結後の業務打合せは着手時、納品時のほか業務進行中必要が生じた際や、業務着手時に委託者が指定した時期・段階に随時行うものとする。

また、業務執行において疑義が生じた場合も双方協議の上、委託者の指示に従うものと

する。

## 6 事業完了の報告等

全ての業務終了後、下記7の成果物と合わせ履行期限までに実施完了報告書を提出すること。

## 7 成果物

受託者が提出すべき成果物等は下記のとおりとする。

- (1) 実績完了報告書 1部
- (2) 本業務で制作、または使用した映像等の素材データ 1セット  
(mp4などホームページやYouTube等でのWEB配信で利用可能な形式とする。)
- (3) 制作した動画コンテンツを収めたDVD-ROM 5枚
- (4) その他業務実施にあたって制作した成果物等

## 8 納品場所

鹿児島県始良・伊佐地域振興局総務企画部総務企画課地域振興係  
〒899-5212 鹿児島県始良市加治木町諏訪町12

## 9 その他留意事項

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに委託者と業務内容及びスケジュール等に係る打合せを行うこと。また、業務実施状況について、委託者と随時報告及び打合せを行うこと。
- (2) 本業務における成果品の著作権、著作権等は委託者に帰属する。なお、後日、他の媒体等で委託者が二次利用する場合についても、同様とする。
- (3) 本業務により作成された成果品については、委託者のほか管内市町が移住促進その他の広報・PRを目的として、無償かつ期間の定めなく非独占的に使用できるものとする。また、委託者及び管内市町は、必要に応じて編集、加工、複製、上映、インターネット配信その他の方法により二次利用できるものとする。
- (4) 受託者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。
- (5) 本件動画について、業務中及び業務完了後において第三者と知的財産権に関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 選定結果について異議申し立てはできない。